

青梅市自治会連合会規約施行規則

第1条 この規約は青梅市自治会連合会規約（以下「規約」という。）の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 規約第2条第2項の支会は、青梅、長淵、大門、梅郷、沢井、小曾木、成木、東青梅、新町、河辺、今井の各市民センター区域を単位とする11支会とし、この順に番号を付ける。

第3条 規約第15条の各自治会の負担金は、均等割および世帯割とする。ただし、世帯割については、毎年4月1日現在の世帯数を基準として算定する。

2 青梅市自治会連合会のホームページ運営事業に関する負担金は、支会割とする。

付 則

1 この施行規則は昭和35年5月3日から施行する。

2 青梅市自治会長会規約施行規則は廃止する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。